

副 所 長  
研 究 幹 事  
各 部 長 殿  
戦史研究センター長  
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長  
(公 印 省 略)

防衛研究所における人事評価の実施について（通達）

標記について、人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号。以下「人事評価訓令」という。）第2条第3項第2号の規定に基づき、防衛研究所に所属する自衛官及び事務官等に係る人事評価の実施に関し、下記のとおり必要な事項を定めたので通達する。

記

- 1 定期評価における人事評価訓令第7条第1項に規定する評価者及び同条第2項に規定する調整者については、別紙に掲げるとおりとする。
- 2 特別評価における人事評価訓令第17条第1項に規定する評価者及び調整者については、定期評価における評価者及び調整者とする。
- 3 人事評価訓令第7条第4項及び第17条第2項に規定する評価者及び調整者を補助する者については、実施権者が必要に応じ指定するものとする。

添付書類：別紙

## 1 一般行政

被評定者	評価者	調整者	実施権者
部長	副所長	所長	所長
課長	部長	副所長	
室長	課長	部長	
課長補佐 係長	部長 戦史研究センター長 特別研究官 課長	副所長 部長	
係員	特別研究官 課長		

## 2 研究

被評定者	評価者	調整者	実施権者
研究幹事	副所長	所長	所長
部長	研究幹事	副所長	
研究室長	部長 戦史研究センター長 特別研究官 課長	研究幹事 部長	
主任研究官	部長 戦史研究センター長 課長 室長	研究幹事 部長 戦史研究センター長 特別研究官	
研究員	課長 室長	部長 戦史研究センター長	

## 3 自衛官

被評定者	評価者	調整者	実施権者
将補	所長	—	所長
1 佐以下 3 尉以上	副所長 部長 戦史研究センター長 特別研究官	所長 副所長	
准尉・曹	課長 室長 班長（上記補職のない場合）	部長 戦史研究センター長 特別研究官	副所長